

1 水道部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第106号 光市水道給水条例の一部を改正する条例

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

1万円ということでしたが、ちょっと内容といいますか、そういった対象業者がどの程度おられて、影響額がいくら程度なのかという説明も一緒にあわせてお願いします。

○西工務課長

指定給水装置工事事業者の数は、今、届け出がある数は146社ございます。市内の業者が42社、市外で県内の業者が97社、そして県外が7社ございます。

そして、徴収する1万円の理由なんです、水道事業者が特定の者に対して行う事務に対する対価として徴収いたします。

以上です。

○河村委員

影響額はどのくらいあるかって聞いた。

○西工務課長

初年度は21社ですので、1万円掛けたら21万円ほど来年は収入があります。

以上です。

○河村委員

ここの80ページの2の平成10年の4月1日から11年の3月31日までの人が更新を迎えるのが21社ということですね。

それと、市内業者が42社ということなんです、組合といいますか、指定業者がありますよね。それとの関係はどんなですか。

○西工務課長

旧指定業者は10社あるんですが、それも42社の中に含まれています。

以上です。

○河村委員

通常、夜間とか、修理や何か委託するときに水道修理センターのほうへお願いをする。今さっき言われたトラブルということにつながるんですが、そういったトラブル防止の

何か、広報活動ということでもないんでしょうが、うちの要は修理センターに頼めば安価に工事もしっかりやっていただけるわけですが、近年はそういった県外業者、県内業者を含めてたくさんの登録があるので、間違っということじゃないとは思いますが、家をつくったときのいろんな関係の中でそういったお願いをしたりするケースが出てくるからトラブルになるんで、そういった対策みたいなものも一緒にお考えですか。

○西工務課長

家の中の給水装置をいらしてもら場合、できるだけ見積もりを数社にとって、その中でいいところを選んでもらうようにというふうにはホームページなんかには記載しているんですが、実際そういうふうにはなっていないところもあるかと思います。

以上です。

○河村委員

せっかく立派な水道ビジョンもつくられるぐらいの体質をお持ちなんで、要は市民向けの告知ですよね。広報であるとか、いろんな場面を使って市民にアピールをしていただけるようお願いをして終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第104号 光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

この10月の消費税率10%への引き上げによる財源を活用して、幼児教育・保育の無償化が実施されるわけであります。しかし、今回の無償化は低所得者増に負担の大きい消費税を財源とすることのほかにもさまざまな問題があり、実施を前に見直しを求める声も大きくなっていると。

今回の無償化の対象になっているのは、3歳から5歳児が中心です。0歳から2歳児については、住民税非課税世帯の子どもだけが対象となっています。範囲が絞り込まれていますので、ほとんどの世帯は対象外になると思いますけれども、0歳児から2歳児までの児童数と非課税者数をお知らせをお願いします。

○西村子ども家庭課長

まず全体の光市内の保育所、幼稚園等に入園している方が1,457名おられます。そのうちの3歳から5歳までの方が1,020人、0歳から2歳までが437人でございます。そのうち、年収が260万円相当未満のいわゆる住民税非課税世帯の方が37人でございます。

無償化の対象は合計1,057人で、72.5%でございます。

○土橋委員

ここではっきりしておかなければならないのは、3歳児から5歳児については保育園、幼稚園ともに保育料が無料であると、2歳児については非課税世帯はかからないと。何で0歳児から2歳児は保育料が無償にならなかったのか。理由は何ですか。

○西村子ども家庭課長

国の制度でございます。

○土橋委員

愛想ないような物の言い方をするもんじゃない。そりゃ、まあ、国の制度なので。

ただ、あれこれ言う気はないんじゃないけども、国が言うてきたら、言葉は悪いが忠犬ハチ公みたいにはいはいって言うのもいかなもんかと思うよ。やっぱり、3歳から5歳まではなるのに何で0歳から2歳はならんのじゃろうかっていう、そういう疑問は持っていたきたいと。まあ、これを言うたって仕方がないからそのぐらいにとめますけども、後の質問で点数稼いでください。

低年齢児ほど保育料が高くなる、経済的に負担が大きいという現状から見ても、不十分で実情には見合わないと思うんだけども、その辺はどう考えておられるか、お聞きしてみたい。

○西村子ども家庭課長

保育料の設定は、低年齢に伴いまして、議員御紹介のとおり費用が非常に高くなります。例えば、0歳児であれば児童が3人当たり1人の保育士が保育をしなければなりません。そういったことから費用が非常に高い負担となっておりますのは事実でございます。

しかしながら、保育料の決め方は各所得に応じて負担となっておりますので、低所得者の方に対しては低く、高所得者の方に対しては高い保育料の設定となっております。

以上でございます。

○土橋委員

そねえな話になると、後で言おうと思うちょっとんじゃけども、今回は、これは国も認めちよるんじゃけれども、年収でいうと600万円以上の階層の人たちのために使っているのが費用の50%。それで、非課税所帯の対応は何%かというところだと1%だということなことは国も認めちよる。だから、そういうような答弁は、私は好かんですね。好かんだけじゃ、どうもならないんですが。

次の質問に行きます。

3歳児から5歳児の保育が必要な子どもで、認可施設に入ることができないで、やむを得ず認可外施設を利用する場合の利用料はどうか。

○西村子ども家庭課長

認可外施設の利用料への補助でございますが、3歳から5歳までの子どもたちについては月額3万7,000円でございます。

○土橋委員

住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもが認可外施設を利用した場合についてはどうなりますか。

○西村子ども家庭課長

0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちにつきましては、月額4万2,000円までが無償化となります。

○土橋委員

たとえその保育料が無償になったとしても、新たに給食費が7,500円徴収されるということになると、これまでよりも負担が増えてしまう世帯が出てくることも想定されるんじゃないでしょうか。

○西村子ども家庭課長

国の制度設計では、今まで支払っていた保育料より、保育料と給食代の関係で逆転するというごさいませんが、多子世帯といいまして、第3子以降の補助に関しまして国が第3子と定めている基準と県の基準が異なることから、逆転する世帯がおられます。副食費の免除にならない、年収360万円相当から470万円相当の世帯で、県の多子軽減補助金の対象者で18名おられます。

○土橋委員

ここまで調べておいてもらえるというのは、わかりやすいので非常にいいと思います。ただ、無料だ、無料だと言っていたけども、よう考えてみると、制度のあれこれで今までよりは重くなったという人がいるんだということがわかっただけでも、この委員会は次につながると思うよ。

給食費ですが、給食は自分の家でも食べるんじゃないかというような、病院なんかでもそうですね。入院しても、家におっても飯ぐらい食うじゃろうがやっというような人がおられてそうなるわけですけども、給食を保育の一環として捉えた場合には、児童福祉としての保育には欠かすことができないものであると。給食費の実費徴収は何としても見直すべきと思うけども、これに反論はありますか。それともありませんか。なければ答弁は要らない。

○西村子ども家庭課長

国の今回の定めた制度でございしますが、保育所の給食材料に係る費用につきましては、やはり自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用でございします。また、今現在も給食費につきましては保育料の中に含まれておりまして保護者の自己負担となっておりますので、今後も自己負担ということをお願いしたいと思います。

また、義務教育の学校でも給食は保護者負担、また医療や福祉の分野でも本人負担というのが基本的な考えでございしますので、こういった給食については自己負担が適切ではないかと考えております。

以上でございします。

○土橋委員

まあ、それを言うんならちょっと聞いてみますが、学校給食は1カ月何ぼだと思う。わかっちょんじゃろう。

○西村子ども家庭課長

単価でございしますが、1食当たりが小学校246円、中学校が288円でございします。

○土橋委員

何でそういう計算の方法するわけ。今ずっと流れとしては、主食費が3,000円で副食費が4,500円というような話をしよるときに1食当たりいくらですって、頭混乱させる

ような話をせんでもえかろうがね。

○西村子ども家庭課長

申しわけございません。例えば20日といたしますと、小学校でいうと、246円の単価でいきますと4,920円。

○土橋委員

まあ、そのぐらいは最初から、聞くぞというようなものは持ちよかんにやいけんですよ。

それと、主食費が3,000円、副食費が4,500円、根拠はあるの。何を根拠にしよるの。

○西村子ども家庭課長

給食費の設定は各施設で定めることとなっておりますが、国から示した基準というものはございません。ただ、国のほうが目安として主食費3,000円、副食費4,500円としているものでございます。

○土橋委員

いや、何かいつの間にか3,000円と4,500円が、ああ、そうなのよみたいなことになっちょるような気がするんです。

それと、課長はそうやって言うけど、自治体によっては給食費を徴収をしないで、給食費も含めた無償化を決めたところもあると聞いておりますけれども、知っておられません。

○西村子ども家庭課長

給食費を独自で免除するといったものにつきましては、副食費の一部または全額、そういった補助をしようとしているような自治体があるということは存じております。

○土橋委員

そのことは光市として検討はされていないわけ。ありゃあ、よそのことじゃけえ、それは知りまへんでというふうになってんのかな。

○西村子ども家庭課長

一応検討はしましたが、今回、国の副食費の考え方が、低所得者を除き保護者が負担するもので、低所得者に対しては補助を行うと、免除をするということでございます。

また、やはり先ほども申しましたが、食事に関することについては各自の自己負担であるということでございます。

○土橋委員

秋田県、これはもう8月の段階での話ですよ。横手市の制度なんかは、独自助成で所

得制限をなくし全世帯が無料にと、補正予算案での計上額が2,597万円とか、これは6月にもうやっちよるけれども、事業対象は幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳児の副食費補助額という、日本の中ではそういうことを本当に子どもの貧困というような問題も含めて取り組んでいるところがあるんです。特に光の場合はおっぴい都市宣言だとかというようなものをつくって、子ども・子育てって言いながら、まあ、確かにそりゃあ、金のことですから。ただ、よそでは知恵を使いながらも、満額じゃなくても、こうやっているとか、ああやっているとかというようなのがあって参考にしてもらいたいというふうに思います。

3歳から5歳あるいは0歳から2歳の無償の対象者の影響額は、総額でそのぐらいというふうに。

○都野福祉保健部長

これまで議会の本会議等でお答えした額は約4,500万円程度ということでしたが、その時点から精査をした段階で、現時点で約3,000万円程度の一般財源の増額が見込まれております。

以上です。

○土橋委員

これちょっと私の、何か複雑になっちよるね。頭ちょっと、あれしちよったら直してください。

3歳から5歳までの給食費は、これは主食、副食全部払いますよね。あなた方が考えるようじゃ、だめじゃないの。私が考えるんならわかるけども。

○西村子ども家庭課長

3歳から5歳児までは主食費は支払います。主食費ですか。

○土橋委員

いや、四千何ぼ払うんじゃないの。

○西村子ども家庭課長

副食費につきましては、ちょっと休憩お願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○都野福祉保健部長

幼児教育・保育の実施に係るこれまでの予算との全体像の比較で説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうでございますが、私立保育所の保護者負担金の無償化による減額分が約1億3,000万円。これについては国、県から2分の1、4分の1の補助金が交付さ

れますが、市の基準ではなく、国の基準の保育料について交付されるため、約1億6,000万円が交付されることとなります。

続いて、公立園の保育所使用料については、無償化による減額分約3,300万円については、これは全額市の負担となります。

それから、次に、公立幼稚園の授業料については、無償化による減額分、約250万円について、こちらも全額市の負担となります。

その他、新制度未移行園や、新制度未移行園は先ほど、光市にはありませんでしたが、市外の園に通っている子どもがおりますので、未移行園や幼稚園での預かり保育、これは市内にございます。そして、認可外保育施設等での無償化分給付に対する国・県補助金が新たに入ってきますので、歳入としてはトータル約300万円程度の増となります。

一方、歳出のほうですけど、私立保育所への委託料は、副食費が実費徴収として公の会計から外れたことにより約2,400万円の減となります。

また、認定こども園における無償化分を追加支給する経費として約4,500万円の増となります。

次に、新制度未移行園や幼稚園での預かり保育、認可外保育施設等での無償化分として、新たに2,700万円を支出することとなります。

そして、公立の副食費、これが独立の私会計になりましたことから、1,100万円が歳入減となります。

最後に、その他、私立の幼稚園就園奨励費や保育料等負担軽減補助金、これがなくなりましたものが約400万円の減などから、歳出といたしましては3,300万円程度の増ということで、歳入は300万円の増、歳出が3,300万円の増で、トータル3,000万円の市の負担額の増という、今、推計でございます。

以上です。

○土橋委員

保育所給食というのは、さっきも言いましたけれども保育の一環であるという、あなた方はそれは違うという認識なんですか。

○西村子ども家庭課長

給食の提供は、食育という考え方で捉えております。ただし、給食代の負担については保護者にお願いしているというところがございます。

○土橋委員

これまでは公定価格に組み込まれていた。それはまたあなた方から言わせればいろいろあるんでしょうけれども、それをあえて実費徴収するということは、無償化の理念に反するんじゃないかというふうな声もありますけれども、いかがお考えですか。今までどおりの主張を繰り返されますか。

○西村子ども家庭課長

給食費の考え方といたしましては、自己負担でございます。
また、給食費の考え方は。（「終わった」と呼ぶ者あり）

○都野福祉保健部長

ただいまの補足をさせていただきます。

給食費につきましては、これまでも保育料の中で保護者が負担しておりました。一方、幼稚園のほうは保育料の中に給食費という概念はございませんで、実費を別途保護者が負担しておりました。それを国は統一して実費徴収、保育所にあつては保育料の中から外して実費徴収という形に持っていったものでございまして、先ほど言いましたように、食の質を落とすものではなく、支払いの方法を国が統一して変更したというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○土橋委員

実費徴収による保育所に発生する事務負担の軽減についてお尋ねしたい。

施設や保育園などに新たな実務負担を負わせるのではなかろうかというふうに思うわけですね。保育所は、一人一人に新たに請求書を出して副食材料費の請求をする必要が出てきます。これまでも遠足代だとか何だとかってというような形での実費徴収はしていると思っておりますけれども、一律に請求することもできないで、副食材料費が免除された方には請求しない。これまでより複雑な対応が求められると思うわけでありまして。長時間過密労働に拍車をかけることは疑いがありますが、自治体による事務負担への支援だとか、少しでも事務負担が軽減されるような工夫だとか、あるいは人員配置だとか、どのように考えておられるのか、お伺いしたい。

○西村子ども家庭課長

委員がおっしゃられておりますが、今までも主食費については徴収をしております。金額が、変更によりまして副食費がそれに上増しされるということで、事務が煩雑化するかということについては否定はいたしません。

といいますのも、滞納とかがもしあった場合、何度もお願いするとか、若干はそういう煩雑さが出ると、そのように考えております。

○土橋委員

私はそのことについては、それぞれの施設で行われるもの等は、そりゃ、もちろんそうなるんですが、各施設から私は不満の声が上がっていると聞くけども、それは違いますか。

○西村子ども家庭課長

保育園の園長会や幼稚園事務連絡会等で、全園に対して説明をいたしました。委員が御紹介のとおり、確かにそういった懸念の声はございましたが、今回、国の制度ということで一定の理解をいただいていると考えております。

○土橋委員

お役所の役人さんに対応する言葉と、我々に言われる言葉とは違うんかもしれませんが、それは事実らしいです。これは頭の中に入れておいてもらいたいんですが。

そういうふうなことを施設側がやるわけですけども、何か施設側にはメリットあるんですか。

○西村子ども家庭課長

メリットという点については、ちょっとわかりません。

○土橋委員

私もそうは言っても、何もかも皆知っているわけじゃないからあれですが、例えば人件費の幾らかでも増しをいたしますよとかっていうようなものちゅうのはあるのかなと思ったんですが。

○西村子ども家庭課長

今のところ、そういった事務に対しての補助とか加算とか、そういったものはございません。

○土橋委員

安倍首相、日本の総理大臣ですけども、2019年の年頭記者会見で、いただいた消費税を全て国民の皆さんにお返すするレベルの対策を講じると言っておられたんですけども、しかし現実には、今言われた、そのレベルなんでありました。今後、給食費の単独補助の創設など求めていきたいと思っておりますけれども、今の時点ではそんなのは全く予想していないというふうにお考えですか。

○西村子ども家庭課長

今のところはそういったものは考えておりませんが、各市町の状況とかについては研究してまいりたいと思います。

○土橋委員

無償化の実施主体というのは当然地方自治体であるわけでありましてけれども、自治体には、財源だけでなくさまざまな負担が求められることになる。全国市長会などの地方団体は、無償化は国が提案したものであり、全額国庫負担でというような主張をしておられますけれども、その辺のところは、あなた、全国市長会のあれは見られたことはありますか。

○西村子ども家庭課長

要望書については、目を通したことはございます。

○土橋委員

ございます。うん。

これが30年、これは16年かな。続けて出しておられるんですよ、これは全国知事会。だから、この問題に取り組むということは、市長会もこういうこと出しているわけですから、私は市川市長とタッグを組んでこの問題に取り組んでいるということになる。大概笑うかと思ったら、笑わないでしょう。やっぱりそのぐらい大事なことだと思っているんです。だって、日本共産党の私、土橋と市川市長がタッグを組んでいるわけですから。ぜひ、あなた方も、市長もそういうような思いはあるんだということで先頭を切っ
て行われているわけですから、ぜひ話し合いを詰めていてもらいたいというふうに思うわけでありませ

2019年度は、御承知のように、8,000億円弱ぐらい全額国庫で対応するにしても、後はどうなるのかというのをまず聞いておきたいと思います。

○西村子ども家庭課長

このたびの幼児教育・保育無償化に伴う財源でございますが、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を令和2年度分から負担することとなります。

以上でございます。

○土橋委員

私が聞いているのは、国が2分の1、そうですね。2019年度は全額国庫負担でしょう。全額国が持つんでしょう、7,000億円ぐらいの金で。その後は、国は市に4分の1の負担を求めているし、民間の場合ですよ。公立の場合は10の10負担せえと。だから、さっき言ったように全国市長会なんかでも、知事会でも、あんたらがやるっていうて自分らが言い出したのに、めいめいで財源ぐらい持ってくださいよって言いよるわけですよ。ひどいのは、国は公立施設については地方交付税で措置するちゅうようなことを言うん
じゃけども、それこそよく御存じのように、地方交付税は使途が定められていないんで、本当に入っているんかどう
かちゅうのはわからないというような状況ですから。

まあ、釈迦に説法じゃありますけども、そういうものも含めて、市長さんといろいろと、副市長さんも今いらっしゃいますけども、お話をされるようお願いをしたいと思います。

それで、副食材料費の滞納になった場合にどうするかというような話なんですけど、これまで認可保育所の運営費には影響なかったんですよ、全く。払おうと払うまいと、滞納しよう
とどうしようと。よしんば保育料の滞納があったとしても、それを理由に退所させるとい
うことはできないというふう
にされていたんですけど、今後はこのことについて国からどのような指示があったのか、お伺いしたい。

○西村子ども家庭課長

給食費の滞納について、国から指示からとかといったものはございません。

○土橋委員

内閣府のホームページにそれは載っている、滞納がある保護者から事情を聞いて検討すると。このことも、出なきゃいいけども、出る可能性もゼロじゃないというふうに思いますんで頭の中に入れておいていただきたい。なぜなら、親の経済状況などで、子どもではどうしようもない事情の責任を子どもに負わせかねないということにつながるからであります。無償化によって不要になる自治体独自の軽減財源、これは存在するんじゃないでしょうか。ありますか。ありませんか。

○西村子ども家庭課長

ございません。

○土橋委員

隠していない。

さっきも言いましたけども、政府の無償化政策に対する懸念と保育拡充のための課題というところでもありますけども、国の試算では、認可保育所等の無償化に要する費用の半分が年収640万円、月にして53万円以上の世帯のために使われて、住民税非課税世帯については1%ぐらいしか配分されていないということが明らかになっているんです。国も認めています。結果的に高所得者層に手厚くなったと国も認めざるを得ないものになっているわけでありましてけれども、今回の無償化は、子どもの貧困対策として不十分ではないかと思うわけでありましてけれども、いかがお考えですか。

○西村子ども家庭課長

国の制度設計ということで、御理解をお願いしたいと思います。

○土橋委員

もう、やってもしょうがない。終わります。

○森戸委員

私はこの議案に賛成といいますか、幼保の無償化の部分について大いに賛成という立場でさまざま質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回の保育料の無償化ですが、そのメリットと意義については何なのか、まずその辺のところからお尋ねをしていきたいと思います。

○西村子ども家庭課長

まず、意義といいますか、目的でございますが、子育て世帯の経済的負担の軽減、もう一点が生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性からこういった無償化をするものでございます。

メリットといたしましては、やはり保育料が無償化になるということでございますの

で、子育て世代の経済的負担の軽減につながると、そのように考えております。

○森戸委員

副食費に関して、実費徴収という形になるんですが、それを支払ったとしてもこれまでと比べてどうなのか、経済的な負担の低減につながっているのかどうか、その辺のところはいかがですか。

○西村子ども家庭課長

ほとんどの世帯で負担の軽減につながっているものと考えております。

○森戸委員

わかりました。

今回の幼保の無償化は、なぜこういう流れになったかということなんですが、私は、貧困対策と先ほど言われましたけども、子育て支援の経済的な負担の緩和というのが当然先ほども述べられたようにあろうかと思いますが、それ以外にも虐待予防効果というのあろうかと思えます。これはどういうことかと言いますと、経済的に不利な家庭では不適切な育児が生じやすく、保育所に通うことで発達が健全になりやすいという分析が日本大学の大規模な調査から示唆をされております。

それと、地方では人手不足の現状にありますから、地方での人手不足の緩和と女性の活躍にひいてはつながっていくのではないかなと思います。

まだあります。それ以外にも、なぜ3歳から5歳なのということなんですが、これは諸外国が3歳から5歳で幼児保育・幼児教育の無償化をしているからだろうと私は推測されます。なぜかという、これに関しては、3歳から5歳に力を入れると大きなメリットがあるということがさまざまな研究で実証されております。例えばでいうと、アメリカにおけるペリー・プレスクールの研究を初めイギリスやニュージーランド等における研究など、幼児期における教育が犯罪の減少や所得の増大など社会的な経済的効果を有するとの研究成果が多くありますので、要は、幼児教育に力を入れると、経済的な支援だけでなく、虐待予防効果、地方の人手不足の緩和、女性の活躍、犯罪とかそういうものが減少して、将来的には大人になって以後、所得の増大など社会全体に及ぶ影響というもので大きなメリットがあるというところから、私はこの幼保の無償化の流れになったんだろうと思っております。

それと、お尋ねをいたしますけれども、先ほどの先行議員の質問と重なるところもあるかと思いますが、3歳から5歳、今回の対象人数、もう一度お尋ねをしてもよろしいでしょうか。

○西村子ども家庭課長

3歳から5歳までの対象人数でございますが、1,020人でございます。

○森戸委員

わかりました。

年収360万円未満の世帯の副食費の免除がされるということなのですが、360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては副食費の費用が免除をされるということですが、この対象人数、金額、影響額、市の負担額、負担割合、その辺ももう一度お願いできますか。

○西村子ども家庭課長

年収360万円未満相当の世帯の副食費が免除になる児童数でございますが、177人でございます。年間ベースで影響額を申し上げますと、約950万円程度と考えております。

○森戸委員

その部分の負担割合。

○西村子ども家庭課長

この10月から来年の3月につきましては、全額国庫でございます。

すいません。補足させてください。

公立分については、全額市の負担となります。

○森戸委員

副食費と主食費についてお尋ねをするんですが、360万円未満の世帯と全ての3子以降は副食費が免除ということなのですが、仮にということでお示しをいただけたらと思います。副食費を先ほどの対象の1,020人、3歳から5歳の人数ですよ。仮に市が全額を負担をしたとしたら、どのぐらいの支出になるのか。副食費について。

○西村子ども家庭課長

対象は1,020人で、約5,500万円程度でございます。

○森戸委員

仮に主食費のみ、3歳から5歳の対象を1,020名として市が負担をしたとしたらどのぐらいの金額になるのか、教えていただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

ちょっと仮の数字でございますけども、1,200万円程度と考えております。

○森戸委員

わかりました。主食費と副食費合わせて、もし全額市が負担をしたとしたら、単純にいたしますと6,700万円ということになるかと思えます。というところでわかりました。

先ほども滞納の関連のお話が出たんですけれども、今度は園が徴収をするということ

で滞納額の増加が予測をされるんですが、それに対する対応もしくは民間園に対する支援、その辺は何かございますか。

○西村子ども家庭課長

日ごろから保護者の方と園との信頼関係がございまして、園の努力にお願いすることになりますけども、給食費につきましては今度は、公会計という言い方違いますけど、公会計から外れる、私会計になります。各園に我々が今までやってきた徴収のノウハウとかそういったものについては、もしあればお伝えはしたいと思います。

○森戸委員

ちょっともう一回お願いできます。隣でしゃべられるとわからないところがあります。もう一回お願いいたします。

○西村子ども家庭課長

特に園に対して金額的なものとかそういった助成とかはございませんけども、今回給食費の制度が変わりまして、今までは我々の保育料から出ておった部分でございまして。それが、今回は園それぞれが園の会計でやるものでございまして、直接的にうちのほうからは言えませんが、園から御相談があった場合には、我々が徴収に対して相談に乗って納付を促すようなこと、そういったことについてはアドバイスをしてまいりたいと考えております。

○森戸委員

今まで主食だけだと800円とか1,000円とかそのぐらいの金額だったのが、それプラス副食費も合わせると、大体ざっくりでいうとどれぐらいの徴収になりますか。

○西村子ども家庭課長

それぞれの施設によって異なりますけども、市内では6,000円程度というふうに伺っております。

○都野福祉保健部長

先ほどの西村課長が申し上げました、副食費を全額市が負担した場合5,500万円というふうに申し上げたんですけど、その中に約170人免除の方がいらっしゃるんで、5,500万円から900万円の免除者を引くと、約四千五、六百万円が副食費を市が全部負担した場合。先ほど主食費が1,200万円でしたので、合計では5,800万円程度と訂正をさせていただきたいと思います。

○森戸委員

了解いたしました。学校給食、小学校の給食、中学校の給食より大きな金額が徴収されるということでございまして、その滞納については注視をしていただいて、相談に

乗っていただけたらと思います。

それとあとは、今回の幼保の無償化で保育士の不足、要は子どもたちを預けるということにつながっていくと思われまますので、公立の対応、民間の保育園の対応、その辺のところは、これは以前にも質問したことがあるかと思いますが、その辺の連携といたしますか、支援といたしますか、何か考えがございますか。

○西村子ども家庭課長

今までも保育士不足というのは言われておりまして、保育士を確保するために、保育士等就労促進事業とかそういったさまざまな手当を講じているところでございます。それに加わる新しい助成とかというものは今のところは考えてはおりませんが、何らかの形で考えていきたいと考えております。

○森戸委員

ぜひ、お願いいたします。

もう一点お尋ねをしますが、例えば就学前の障がい児が発達支援、いわゆる障がい児の通園施設を利用する子どもたちについては、これはどのような形になるんですか。無償化の対象になるんですか。

○都野福祉保健部長

今、議員が仰せのように、3歳から5歳までの通所の児童については無償化になります。

○森戸委員

その辺は、市内ではどのぐらいの数になるんですか。

○都野福祉保健部長

正確な数は今ちょっと把握をしておりますが、数名程度と記憶しております。

○森戸委員

安心をいたしました。

とりあえず、現状での質問はその程度ということで終わらせていただきます。

○萬谷委員

一点のみ。

今回のこの制度ではほぼ軽減されるというふうに聞きましたけども、先ほどの質問の中で18名だけ逆転するというふうにお聞きしたんです。この18名、1人負担当たりどのくらい逆転するのか。例えば、1,000円も2,000円も3,000円も逆転するのか。その辺、もしおわかりでしたらお願いします。

○西村子ども家庭課長

4,500円と副食費を考えまして、1人であれば、今まで保育料が0であった方が4,500円。市内に2人お子さんがおられて、最高で9,000円ということでございます。

○萬谷委員

了解しました。

○森戸委員

議事進行。

○委員長

ただいま森戸委員より、議事進行との発言がありましたが、こういった内容の議事進行でございますか。

○森戸委員

議員間討議をお願いします。

○委員長

今、議員間討議という議事進行の発言が出ましたが、皆さんにお諮りしたいと思えます。今、森戸議員より、議事進行において議員間討議をしてはどうかという意見が出ました、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員長

挙手多数と認めます。では、議員間討議をしたいと思えますが、そのまま委員会で実施することについてお諮りしたいと思えますが、委員会で実施することに対して賛成の方の挙手をお願いいたします。(発言する者あり)

議員間討議を行いたいと思えますが、委員会での議員間討議を行いたいと思う方の挙手をお願いしたいと思えますが。

○森戸委員

今日は、今までやっていた協議会という形ではなくて、質疑はまだ終結していませんから、その中でやるということによろしいですか、終結前に。

○委員長

はい。そういう解釈でよろしいと思えますが、それについて、賛成の方の挙手をお願いしたいと思えます。

(賛成者挙手)

○委員長

賛成多数において、ただいまから議員間討議を委員会の中において行いたいと思います。

○森戸委員

私は、この議案に賛成の立場で議員間討議をお願いしたいと思います。

まずは、今回の幼保の無償化のメリット、先ほども述べましたけど、メリットと意義は、子育て支援の経済的な負担の緩和、虐待の予防効果、地方での人手不足と女性活躍、それとさまざまな諸外国の研究から3歳から5歳のところに無償化で力を入れていくということは、後の犯罪の減少とか所得の増大など社会全体に及ぶ影響というものが非常に大きいということで、今回の議案に対しては、制度に対しては、大いに賛成をすることです。

年収360万円未満相当世帯の子どもは、副食費が免除ということになっております。おっぴい都市宣言の町としてさらなる違いを打ち出して、今度光市が選ばれる町となるために、副食費等の対象範囲を拡大をして、全ての子どもたちの支援が必要ではないかと思っております。

例えばでありますけれども、副食費の月額上限額が4,500円で、3歳から5歳までの1,020名を対象とした場合、全額であれば4,500万円、先ほどの回答では必要ということで、主食費まで入れれば、合計して5,800万円ということになるかと思っております。

そういった部分に関しまして、賛成なんだけれども、そういう支援を光市としてやっていく必要があるのではないかと思いますので、ぜひ皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

○畠堀委員

この件につきましては、先ほどの質疑等を通じて理解を深めたわけですが、基本的には無償化ということで評価できるというふうに私は考えておりますし、その中で給食費についてのこれまでの考え方、こういったものをきちんと整理してきているんだということも理解しております。

教育現場での給食費につきましてはいろいろな考え方がありますが、小学校、中学校等においても、なかなか基本的には給食費については自己負担というふうな考え方もいまだに根強いところもありますので、このあたりのところについては、今回については国の制度に従った対応ということでまず第一歩を踏み込むということではないかというふうに思いますし、こういったところについても、光市のあり方を踏まえながら今後の課題としてよく実態を踏まえて、財源確保しながらしっかり検討していくことが必要ではないかなというふうに考えています。

以上です。

○磯部委員

私たち議会も、幼児保育の充実というのは多くの議員さんが今までにも申してきたことでもございますし、国の無償化というのは、ほぼ今まで払っていたそういうものが軽減されるということで非常にありがたい制度だと思っておりますが、逆に今、経済的支援とかそういうものを、子育て世代の人たちというのはどこの自治体がそういう支援が厚いかということをいろいろ調べながら、その自治体に住むという方が多いのが本当に現実なんです。そういう中で、やはり選ばれる光市になるためにはどうしたらいいか、非常にそこは財源が必要になってくるところでもございますが。

今後、おっぴかい都市宣言としての町としての優位性、ここは他市には負けないといういろんな施策があるんですけども、経済的支援にも負けないといった意思表示はやはり今後検討するに値するものだと思いますので、財源確保について、さまざまな視点で、ぜひ私はそこは打ち出させていただきたいということを考えております。

○河村委員

議案をいただいて、るる審議があったわけですが、今回は条例を改正しようというお話としか私は受けとめておりません。掘り下げて議論することは可能だと思っておりますが、今回の条例を審査する中で、じゃあ、踏み込んで、議会として子育てを無償にせえとか、そういうような話まで最終的に行くというのがどうもちょっと私、理解がまだできていないんですけど、どういうふうに進めようとしよるんですか。それは委員長の采配じゃないかね。

○委員長

進め方もいろいろあると思うんですが、皆さんがこの条例に対していろんな御意見があって、賛成もある、もう少し変えてほしいというものもあるかも知れませんが、そういうような意見を皆さんが出し合うて、これからもいろいろ審議をされたらいいというふうに思っております。

○河村委員

そういう御意見を言われた方に、結果として、この委員会の中で何を求めたいんですか。

○森戸委員

賛成の中にもいろんな賛成があるでしょうし、先ほども議論の中で副食費、主食費の部分が質問の中でも議論になりましたので、この条例プラス、これそのものが幼保の無償化についての話でございますので、そういう流れの中でさらなる支援をするという形をとればいいのではないかなということで、一つの争点として、論点として、議員間討議のお願いをした次第であります。

○河村委員

論点としてということで論ずることはわかりましたが、その先、今回の、議員間討議ちゅうそのものが理解できていないんだと思うんですが、条例の審査をする中での話で、今、副食、主食、お金を全部出せとこうい話、どういふうに捉えたらええのか。今回は国の制度に合わせてうちの制度をやりかえようという条例ですから、そこだけでええんじゃあないの。もっとその前へ進めていかんにゃあいけんの。

○森戸委員

議案104号の参考資料の72ページにもありますように、今回の条例の部分は低所得世帯の一部世帯を除いて全て徴収することとなるという部分、取り扱いを変更するという部分だと思いますので、これがまさしく幼保の無償化の部分にかかると思いますので、かかわりますから、さらに直接影響はしないかもわかりませんが、我々として何らかの策は要るのではないかとということで討議をお願いした次第です。

○河村委員

具体的に、例えば附帯決議をつけようとか何かそういう思いがあるのなら、そういうものも言っていたかかないと。一応、今回の国の制度に合わせて条例を定めるということについてだけをしよとすのか、附帯決議をつけてしよとすのか、何かそのあたりのところがよくわからないんで。

○森戸委員

附帯決議まで行くかどうかまでは考えておりませんが、この案プラスそういったさらなる自治体独自の支援が必要ですよという提案をしよるわけです。それを皆さんがどうされるかは皆さん次第ということであろうかなと思いますけど。

例えばそれで附帯決議まで行くんかどうかわかりませんが、じゃあ、附帯決議つけよういねということになりゃ、それでええのかなと思います。それは議論の進展次第かなと思います。

○河村委員

今回の議案については、どうもそこまで踏み込むべきではないんじゃないのか。単なる国の制度に合わせてということまででとどめておいて、もう少し実際に動き出しながら中身について議論を進めたほうがもっといいような形になりそうな気がします。今回の条例についてだけの結果のほうが私はいいと、そういうふうにあります。

○森戸委員

反論するわけではないんですが、それも一つの意見だと思いますので、私はこの条例の可決プラス支援を考えるきっかけじゃないかと思うので提案した次第です。それはそれで一つの考え方だと思います。

○土橋委員

先ほど附帯決議の話が出ましたけど、私はそこまで持っていくべきような代物だというふうに思うんです。それと、賛成の立場から、反対の立場からというのがあってしかるべきだと思うんです。

私なんかは、今こういうふうな無償化しますよとか何とかちゅうのが出ているけれども、財源は何であろうと構わないんだというようなことになると。これ、消費税ですから、おかしいだろうがやと。あんたらが選挙でとにかく有利になりたいばかりにそねな餌ぶら下げちょいてという、考え方ですよ。

だから、私はこのことについてちや賛成できないと。何ぼ、ぼた餅並べられて、腹が減っちょろうと、そりゃ食えんじゃろうがやと。できれば附帯決議をつけて、光市でもきちっとした、もうちょっと掘り下げていって、まさに子育て支援という形でのものにしたというふうに私は思っているんです。

○土橋委員

今回は法の施行ですから、それにどうかどうかという、こういうのについては余りどこまでどうすべきか、ああすべきかというようなのも含めて、家に帰って、ああ、そうやったのっていうんでええんじゃないですか、無理をせんほうが。

○委員長

では、そろそろ議員間討議を終了したいと思います。
引き続き、質疑を続行したいと思います。

○田中委員

すいません。ちょっと数字のことについて確認だけさせていただけたらと思うんですが、先ほど副食と主食の部分について市が負担したらいくらぐらいの負担になるかというところで御説明があったかと思うんですけど、もう一度すいません、ちょっと聞き取り間違いかもしれないんですけど、副食と主食とそれぞれ聞かせていただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

すいません。1,020人で申し上げますと、副食費につきましては約5,500万円、それで免除者がおりまして、それが900万円減で、4,600万円程度が副食費ということでございます。

それと、主食費につきましては、単価を1,000円と設定いたしまして、12カ月の1,020人ということで、1,200万円程度ということでございます。

○田中委員

すいません。1,020人掛けるいくらで5,500万円になるんですか。

○西村子ども家庭課長

先ほどの、全体から免除者の900万円を引きますと4,600万円。(発言する者あり)

じゃあ、ちょっと再度、算式を言わせていただきますけども、4,500円掛ける12カ月掛ける1,020人が約5,500万円、それと免除者が4,500円掛ける12カ月掛ける170人で約900万円、この差が4,600万円。主食費のほうが、単価を1,000円掛ける12カ月掛ける1,020人ということで1,200万円ということで、主食費と副食費を合わせて5,800万円程度ということでございます。

○田中委員

すいません。先ほど市のほうで統一して負担していただくのは主食と副食合わせて6,000円程度ということになっていたんですが、これ、合わせると5,500円になるんですけど、そういう計算でよろしいですか。

○西村子ども家庭課長

市の公立では副食費は5,000円ということになっておりまして、これは国の基準で算出するとということでございます。

○田中委員

ということは、市の基準で合わせると、それよりも高くなるということですか。

○西村子ども家庭課長

若干高くなると。

○田中委員

国の基準、主食費3,000円じゃなかったですか、目安は。

○西村子ども家庭課長

主食費が3,000円で、副食費が4,500円、合計、給食費全体でいうと7,500円でございますが、光市の場合は主食費が1,000円、副食費が5,000円で6,000円ということでございます。

○都野福祉保健部長

今ちょっと国が示した目安の4,500円という副食費と、主食費、これは市のほぼ実費相当分の1,000円ということで計算が少し違ってきますので、市の実情、今平均的な副食費が5,000円、主食費が1,000円で再度計算しますと、副食費の影響額は5,100万円です。計算は、5,000円掛ける12カ月掛ける1,020人から170人を引いた850人、それで5,100万円です。主食費のほうは1,000円掛ける12カ月掛ける1,020人で1,200万円ということで、合わせますと6,300万円でございます。

今、主食費が1,000円と副食費が5,000円と言いましたが、ほぼ市内を平均するとその程度で、正確には1,000円前後の主食費と5,000円前後の副食費というふうに御理解いた

だきたいと思います。

○田中委員

わかりました。光市の実態に合わせるとその程度の金額ということで理解しました。ありがとうございます。

討 論

○土橋委員

幼児教育・保育の無償化は国際的潮流であり、その前進は強く望まれるものであります。

しかし、今回の無償化提案に限っては、2017年総選挙の政府の目玉政策として打ち出されたものであり、内容も十分練られているとは言えません。賛成よりも懸念、批判の声のほうが大きくなっていくと思います。

また、今回の無償化は独自財源によって行われるものではなく、低所得者層により負担が重く、全ての国民に負担を強いる消費税の増税分を財源にすることも大きな問題です。国の試算では、認可保育所等の無償化に要する費用の半分以上が年収640万円以上の世帯のために使われ、住民税非課税世帯には1%しか配分されないということが明らかになっています。結果的に高所得層に手厚くなったと、国も認めざるを得ないものになっています。

今回の無償化は子どもの貧困対策としても不十分であり、逆に格差拡大を助長すると批判をされております。このまま無償化が進めば、何が起こるかわかりません。保育の質・量の確保をしながら保護者の負担軽減を進めるべきであると信じ、反対討論といたします。

○森戸委員

議案第104号について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが最大の理由となっており、幼児教育の無償化を初めとする負担軽減措置を講じることは重要な少子化対策の一つでもあります。

また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することはきわめて重要であり、議案第104号については大いに賛同するものであります。

しかしながら、今回の国の制度改正において、年収360万円未満相当世帯の子どもの副食費が免除となっております。それ以外は保護者負担となります。本市は、全国でも類いまれなおっぱい都市宣言を行っております。子育て支援の充実を図り選ばれる町となるために、給食費の免除の対象範囲の拡大をお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」